

事業主殿

日光労働基準協会長



粉じん作業特別教育の開催について

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は当協会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第59条、安全衛生規則36条第29号ならびに粉じん障害防止規則第二十二条により、事業者は、労働者の健康障害を防止するため、特定粉じん作業に携わる業務に就かせる場合は、特別教育を行うように義務付けられています。

この特別教育は、特定粉じん作業に従事する労働者をじん肺などの粉じんが原因となる疾病から守るため、粉じんに係る疾病と健康管理、粉じん発散防止と換気の方法、呼吸器等保護具の使用方法などについて学ぶものです。

当協会では、この「粉じん作業特別教育」を下記のとおり開催いたしますので、粉じん作業に携わる従業員の方の受講をお待ちしています。

記

- 開催日時 令和6年9月12日(木) 受付：午前9時10分 開講式：午前9時20分
講習：午前9時30分～午後4時10分
- 会場 日光市・日光公民館 視聴覚室
日光市御幸町4-1 (☎ 0288-53-3700)
- 受講料 協会員9,500円 非会員11,500円 (テキスト代、税込)
- 定員及び締切日 定員 24名 締切日 8月26日(月)
※定員になり次第締め切りますので、お早目にお申し込み下さい。
尚、最少催行人員に達しない場合、中止になる事もありますのでご了承下さい。
- 申込方法 別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。
(mail 可：ima.3062@proof.ocn.ne.jp / fax 可：0288-21-4047)
受付後に FAX 又は mail にて受講票を発行します。ご持参も受付致します。
- 申込先 【持参先】日光労働基準協会(日光市今市306-2 TEL0288-21-2047)
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金 119490 日光労働基準協会あて
- その他 ◇全教育を受講した方には、修了証を発行いたします。
◇昼食・飲料水は各自ご用意下さい。(ゴミは各自お持ち帰り下さい。)
◇締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねます。

以上

粉じん作業特別教育受講申込書<兼 受講者台帳>

(令和6年9月12日)

日光労働基準協会が開催する「粉じん作業特別教育」に、下記の者を受講させたく
申込致します。

※協会記入欄

※修了 証番号	※受講 番号	フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		西 暦 年 月 日生(才)
		住 所	〒	
		フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		西 暦 年 月 日生(才)
		住 所	〒	
		フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		西 暦 年 月 日生(才)
		住 所	〒	

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については台帳保存及び修了証交付のため誤りのないよう楷書でフリガナまで記入して下さい。

※締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

事業所所在地 〒

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

FAX

Mail

会 員
非会員

申込先FAX番号 : 0288-21-4047